

## 南北朝室町初期の若狭守護代小笠原氏について

河村 昭 一

兵庫教育大学第二部(社会系教育講座)

### はじめに

今谷明氏は『守護領国支配機構の研究』(法政大学出版局、一九八六年)に収載された一連の労作の中で、畿内近国における守護の領国支配を、守護所や守護代以下の領国機構の復原考証を通して究明され、国人領主を「隷属化」せしめた守護権力の独自の権力構造と、そこにおける「国郡制」の規定性の大きさを提示された。

私はかつて、南北朝期の越前を含む斯波氏分国における支配行政機構を、斯波氏被官構成と合わせて考証したことがあり、また、室町期の越前・遠江守護代甲斐氏の動向を検討したこともあるが、今谷氏のいわれる、「南北朝期以来一貫してその守護勢力が幕府から相対的独立性を保ちつつ展開、成長して」(前掲書、一四頁)といった過程を明らかにしようとしたものではないし、後者の小論では、畿内近国における室町幕府権力の規定性の強さを強調している。今さしあたってこの結論を撤回する考えはないが、守護権力が本来もつ求心性と分権性は共に追求されるべき課題であって、一時のような後者の軽視ないし無視は、今谷氏が強調されるように改めなければならぬ。また、守護代以下の下部支配機構の実証をないがしろにしたまま、守護の分国支配を性急に論じること、思わぬ過ちを犯すことになる。

小稿は、今谷氏の鷗尾に付して、氏の提言、戒めを念頭に置きつつ、四職家の一つとして幕府でも重きをなした一色氏の分国のうち、畿内近国に属する若狭をとりあげ、一色氏のもとで活動した守護代の実態を明らかにしようとするものである。一色氏は、貞治五年(一二三六)から永享二年(一四四〇)までの七四年間、範光―詮範―満範―義範(義貫)の四代にわたって若狭を支配したが、この間の守護代は小笠原長房―同長春―三方範忠―同忠治の四人である。本稿では紙数の関係で小笠原氏二代に限り、三方氏については稿を改めたい。また、守護の分国支配を究明するには、守護代以外の行政機構をも検討しなければならぬとはいえず、これも別の機会に考えてみたい。

一色氏以前の若狭守護は、三〇年間で一四代(七氏)にもなり、最長の細川清氏でさえ七年の在職にすぎない。さらに、観応、応安の国一揆に象徴されるように、伝統的に国人の守護に対する自立性が顕著であった若狭だけに、一色範光以前の歴代若狭守護が分国支配機構を整備し定着させていく余裕はさほどなかったと思われる。そうした意味でも、若狭における守護支配の制度史的解明は、一色氏のそれによって過半は果たされるといえよう。

小稿が守護代のみを検討の対象としたのは、前述したように、主として紙数の問題からであるが、加えて、守護研究における守護代の重要性にもかかわっている。いうまでもなく、守護の分国支配において守護代の占める位置はきわめて大きく、特に、在京を強いられ、かつ幕政の中枢に置かれた有力守護にとって、分国支配の成否はその衝に立つ守護代の手腕にかかっているといっても過言ではない。したがって、少なくとも応仁以前の守護研究においては、守護代の動向それ自体を考察の対象とすることも重要であると考えられる。そして、その際、守護代を単なる守護権力の代執行者、守護の分身といった、没個性的な存在としてでなく、彼の行動の中に一定の自律性を注意深く探ってみようとする視点も必要なのではなからうか。応仁以後実権を失っていった代表的守護、斯波氏、赤松氏の分国では、朝倉、織田、浦上の諸氏が事実上大名化していったが、後二者は守護代であり、朝倉氏も守護代甲斐氏との抗争に勝利して当初は守護代の地位を獲得したのであり、守護代はいわば「戦国大名化レース」において守護に次ぐ有利な位置にいたといえるのである。したがって、戦国大名の形成を考慮の上でも、室町期の守護代の動きを見極める作業は、けっして無意味ではないと思われる。

## 一、小笠原長房

### 1 在職徴証

貞治五年（一三六六）八月、越前・若狭守護斯波高経（守護正員は子の義種）が失脚したあとをうけて、一色範光が若狭守護に任じられた。それまでの範光は、長年鎮西管領として九州経営に当たった父範氏、兄直氏と共に九州を転戦し、長門一宮二宮に戦勝を祈願した延文元年（一二五六）一〇月から義詮の將軍宣下儀式に参列した同三年二月までの間に上落したが、その後、同四年二月直氏が義詮の摂津出陣に参加した以外、一色氏の動静はほとんど伝わらず、おそらく不遇な状況に置かれていたと思われる。一色範光にとって最初の守護任国となった若狭の守護代に起用されたのは小笠原長房である。「若狭国守護職次第」（以下「守護次第」と略記）は次のように記す（抄出）。

#### （一色範光の項）

貞治五年八月より給之、（中略）代官小笠原源藏人大夫長房

後三  
四等

（中略）信傳（範光）御逝去之後、小笠原三河守出家、法名道

鎮

後改  
浄鎮

#### （一色詮範の項）

応永四年九月十七日浄鎮死去之後、子息藏人大夫長春出家

これによれば、小笠原長房は一色範光の守護就任と同時に若狭守護代となり、応永四年（一二九七）九月一七日に没するまで、範光・詮範の二代に任せ、この間名乗りは藏人大夫→三河守↓（出家）↓道鎮↓浄鎮と変わったことになる。「若狭国税所今富名領主代々次第」（以下「今富次第」と略記）の伝えるところも、これとまったく同じである。第1表は、小笠原長房が発給人もしくは宛人となっている文書で、若狭にかかわるものをまとめたものである。この表の一点のうち、

第 1 表

## 小笠原長房関係文書

No	文書日付	文書名	宛人	内容	備考 (端裏書・書止・署名等)	出典
1	(貞治6)7.13	守護一色範光書状案	小笠原源藏人大夫	名田庄の守護使入部停止	【端】守護遣代官之許状案 貞治六七十三 【止】謹言	大徳寺 390
2	( " )7.14	守護一色範光書状	"	" (守護使の召進)	【止】謹言	" 112
3	[ ]5.12	守護一色範光書状案	"	太良庄の役夫工米催促停止	【端】□下案 【止】謹言	東百才 232
4	応安3.9.4	守護代小笠原長房奉書	多良保地頭方政所	御所節供料足の催促	【止】仍執達如件 【署】散位	" 才 54
5	" 4.閏3.7	"	"	閏月御所節供方料足の催促	【止】 " 【署】 "	" ツ 64
6	" 6.10.29	"	太良保地頭方政所	閏10月分御所台所方料足の催促	【止】 " 【署】 "	" 才 64
7	5.22	小笠原長房卷数返事	明通寺衆徒中	祈禱卷数1枝の礼	【止】恐々謹言 【署】散位長房	明通寺 44
8	永徳2.6.1	守護代小笠原長房奉書	太良保地頭方	八幡宮放生会・上下宮流鏑馬役の催促	【止】依仰執達如件 【署】三河守	東百ツ 76
9	[ ]12.2	"	[ ]保本所方	御所椀飯料足の催促	【止】 " 【署】 "	" 才 216
10	明徳4.11.15	一色満範書状案	小笠原参川入道	名田庄上村反銭免除の依頼	【止】恐々謹言	若杉家 3
11	" 5.6.1	守護代小笠原浄鎮 <sup>長房</sup> 書下案	太良保政所	八幡宮放生会・上下宮流鏑馬役の催促	【止】之状如件 【署】沙弥	東百ウ 62
12	応永4.2.23	守護一色信将 <sup>範</sup> 奉行人連署奉書	小笠原三河入道	太良庄の役夫工米催促停止	【端】若狭守護施行 【止】仍執達如件	" 才 95
13	"	守護代小笠原「浄祐」 <sup>長房</sup> 奉行状案	蓬沢左近将監	" (奉書如此)	【端】若狭守護代小笠原三河入道書下案 【止】謹言 【署】浄祐	「東」に 69
14	" 4.20	守護代小笠原浄鎮 <sup>長房</sup> 奉書案	"	名田庄上村の夫役・十分一役催促停止	【端】名田庄内上村夫役十分一免除守護状 【止】由被仰出候也、恐々謹言 【署】、	若杉家 5

注 (1) 小笠原長房が発給人、もしくは宛人としてみえるもので、若狭にかかわるものに限った。

(2) 文書名は、統一のため、出典のそれを採らなかったものもある。No13の発給人については本文参照。

(3) 備考の欄の略号は、【端】—端裏書・端見返書、【止】—書止、【署】—署名。なお、端裏書は部分引用にとどめたものもある。

(4) 出典の欄のNo1・2は『大日本古文書 家わけ 大徳寺文書』、No7は『小浜市史』社寺文書編、No10・14は『福井県史』資料編2の、それぞれの文書番号。

その他の東百は東寺百合文書の略で、No13(『大日本古文書 家わけ 東寺文書』)を除き、すべて京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』の文書番号。

厳密な意味での長房の守護代在職徴証と呼べるものはNo.12と14ぐらいであろうが、No.7を除く残りについても、彼の守護代在職を裏づけるものとみなして大過あるまい。したがって、「守護次第」の記事は、名乗りの変遷も含めて事実とみなしてよい。ただ、法名について、「守護次第」のいう道鎮・浄鎮がみえず、かわりに浄祐とされている。唯一浄祐の名を伝えるNo.13と「守護次第」「今富次第」のいずれかの誤記ということになるが、これは前者の誤りである。すなわち、幕末まで小浜八幡神社にあった鐘の銘の末尾に

大願主三河刺史 浄鎮 大工下金屋 来阿

応永四年丁丑六月十一日銘焉

とあり、同じ応永四年のNo.13に記す浄祐ではなく、浄鎮であったことは間違いない。

## 2 一色氏被官化

小笠原長房の出自については確証とよべるものがなく不明といわなければならぬが、將軍近習として所見のある小笠原蔵人が、若狭守護代になる前の小笠原長房ではないかと推測している。この点の実証は煩瑣にして末節にわたるため別に行うこととし、結論のみ示せば、小笠原蔵人は次のような人物であったと思われる。すなわち、観応の擾乱までは將軍の近習として供奉<sup>(24)</sup>や始<sup>(25)</sup>の射手をつとめていたが、おそらく観応二年(一三五)正月一六日の足利尊氏の京都脱出を機に、直義方に走って將軍近習の地位を失い(捨て)、同年尊氏・直義がいったん和解したあと再び対立した時には尊氏方に与したものの、將軍近習には復さず、同年一月には、小笠原本宗家の信濃小笠原氏のもとで直義党との合戦に参陣<sup>(26)</sup>している。この観応二年一月以後の小笠原蔵人の動静は不明であるが、おそらく活動の拠点は京都に置いていたと推測される。

上述の小笠原源蔵人と、のち若狭守護代となる小笠原源蔵人大夫長房を結ぶのは、唯一官途のみであって、両者を同一人と断定することはできないけれども、決定的な反証もまたないので、ひとまず若狭守護代小笠原氏の出自を將軍近習小笠原氏と推定しておくことは許されよう。

一色範光は、前述したように延文元年(一三五六)一〇月から同三年一二月までの間に帰洛しているから、もし上述の小笠原蔵人が長房だとすれば、範光は若狭守護となる貞治五年(一三六六)までのわずか一〇年足らずの間に長房を被官化し、若狭守護職拜任と同時に彼を守護代に起用したことになる。いうまでもなく、守護代は守護にとってもっとも信頼し得る被官でなければならず、多くの場合、家宰クラスの本被官が任じられる。被官化して一〇年にも満たないいわば新参の小笠原長房が守護代に登用されたとすれば、それは、一面では範光と長房の関係が急速に深まったことを意味しようが、範光のもとに守護代に任じる程の譜代直臣がいなかった反映とみることもできる。もしそうであれば、範光直臣団の脆弱性の原因としては、長い九州在陣に加えて、範光は直氏に次ぐ次男ということもあって、一色家の譜代重臣との間に私的關係が十分形成されていなかった、あるいは、上洛後の一色氏が不遇な状態に置かれたらしいこと(注16)も考えられよう。そうした歴史的事情を前提にして、かつての將軍近習の地位を失いながらも、なお京都に活動の拠点を置いていたと思われる小笠原蔵人(長房)と一色範光の関係が成立し、発展していったと考えるべき。

## 3 若狭における活動

(1) 關所地・半済給付と守護代小笠原長房

「守護次第」は、一色範光の守護就任と同時に両使伊藤入道・遠山

入道が下向したことは伝えるが、守護代小笠原長房は名前を示すのみで、その動きは必ずしもわからない。しかし、第1表No.1・2からみて、翌貞治六年（一三六七）には在国していることが明らかであり、おそらく当初から下向していたと思われる。第1表No.1・2は、武田源九郎・市河九郎入道が守護使と号して徳禅寺領名田庄に乱入したのを停止し、兩人を召進するよう長房に命じたものであるが、同じ頃、長房自身が右の市河入道と共に莊園侵略に関わっていた。すなわち、この年四月二〇日、中原師茂は「田井保公文職守護代違乱事目安」を守護一色範光のもとに届けた。<sup>30</sup>これに対して五月六日、一色方の奉行小江房は「先可止粮籍、公文職闕所々見可注進之由可仰遣」といつてきたので、師茂はこの旨を飛脚で田井保に知らせたところ、七月二五日、田井保から飛脚が来て「是自守護方公文職可管領由令申、市河入道入部之由」を報告した。そこで師茂は翌日この目安をもって一色邸に赴き、奉行小江房と交渉した結果、「田井」<sup>（保公文職闕所地カ）</sup>之由雖令注進、内裏供御料所也、以別儀不可相綺」との下知状を得た。以上の経緯からこの一件は、守護代長房が田井保公文職を闕所と認定し、これを市河入道に与えたものであって、「公文職闕所々見可注進」といつている守護は、直接に関与していなかったと思われる。それ故にこそ、当初からこれは「守護代違乱」といわれたのである。

太良庄では、貞治六年四月、渡辺弁法眼直秀が領家方預所職・地頭方代官職として入部した。<sup>32</sup>これは、前々年、当時の守護代完草上総介（守護は斯波高経）の摂津出陣に地頭方前代官禅舜法眼が従軍したと認定され、また前預所侍従房快俊も越前山山城で籠城を続ける斯波高経に内通しているということで、両職とも「摂州発回輩跡」とされ、渡辺が「當守護方（一色範光）」より宛行われたのだという。しかし、実際に従軍して東寺から完草の「奉公人」とまでいわれた快俊はとも

南北朝室町初期の若狭守護代小笠原氏について

かくとして、禅舜の方は、本人が抗弁しているように従軍はしていないと思われる。<sup>33</sup>当時ごく普通にみられたことはいえ、きわめて恣意的で強引な闕所認定である。笠松宏至氏は、闕所地処分権が幕府から守護に移っていく背景を説明される中で、「裁定の根拠となるべき資料の提出、裁定の実行という二つの方面」における守護の役割の拡大を指摘されている。<sup>34</sup>これと同じ事情が守護と守護代の間にも想定できるではなかるうか。すなわち、右掲の事例でいえば、渡辺が京都の一色氏のもとに太良庄の両職が闕所たることを証する資料を提出し、一色氏がしかるべき審議（たとえば東寺や禅舜・快俊らへの尋問など）をしたとは到底考えられない。一色氏のもとで闕所認定作業が行われたにせよ同じ結果となったかも知れないが、この作業は、先の田井保の事例より推して、在地、つまり守護代のもとで行われたが故に、しかるべき手続きを経ず強引な裁定となったとみることが出来る。もちろん、闕所地処分権が守護の保持するところであることはいうまでもなく、最終的には守護から宛行われるはずであるが、そこに至るまでの守護代の関わりが無視できないものであったことを確認しておきたい。

ところで、渡辺は応安元年（一三六八）三月には「一國平均半済」と号し、改めて半済給人として入部した。東寺はこのことを同年四月幕府に、六月守護一色範光にそれぞれ訴えたが、範光への申状では「當守護御代官今年始而称可致半済之所務」して夏麦などの半済を強行していると述べており、半済の実施においても、在地では当然のことながら守護代が執行するものであった。その際、たとえば半済給人の選定において闕所認定と同様、守護代に関与する余地も考えられないくはない。

闕所地・半済の給与権は最終的には守護の保持するところであった

にせよ、たとえば闕所地の認定、半済給人の選定といった、具体的レベルにおける守護代の役割が、けっして無視できないものであったとすれば、そこに守護代が在地人ととの間に私的関係を形成していく条件さえあったといえる。ちなみに、先にふれた市河入道は、名田庄では「号守護使」と指弾されているが、これは同庄が守護不入の地であったからであって、田井保の例からみて、本来は守護代小笠原長房のもとで守護使として活動していたものとみられ、すでに長房との間に私的関係が成立していた可能性もある<sup>36)</sup>。

第1表No.10は、一色満範が長房（浄鎮）に名田庄上村反銭の免除方を依頼したものであるが、当時満範は丹後守護ではあるが、まだ若狭守護にはなっていない。したがって、満範はあくまで私人として、おそらく同村領主土御門家からの嘆願を受けて、私的に仲介の労をとったものであって、ここに長房が若狭における単なる反銭徴集責任者、という以上に、場合によっては個々の所領の免除の可否までもその裁量の中に含まれる程の権限をもっていたことがうかがえるのである。

応永四年六月、小浜八幡宮に鐘を奉納したのは、一色氏ならぬ守護代小笠原長房であった（前述）。同八幡宮は守護一色氏が上下宮と共に若狭でもっとも重視していた神社であったことを想起すれば、右の事実は、長房の若狭における権威を象徴するものであり、八幡宮の鐘は彼の若狭経営のいわば金字塔であったといえよう。

(2) 若狭上下宮流鏑馬神事と守護代小笠原長房

第1表No.8・11に、小笠原長房が小浜八幡宮放生会・上下宮（一二宮⇨若狭彦姫神社）流鏑馬神事役の催促にかかわっている事例がみえる。以下では、この時期の上下宮流鏑馬神事のもつ意義と、そこにおける守護代小笠原長房の果たした役割について考えてみたい。

諸国一宮の流鏑馬神事について、河音能平氏は、一一世紀末〜一二

世紀初頭に成立したもので、国衙に結集した在地領主が、中央国家権力に対して相対的独自性をもつ政治主体として行った軍事的デモンストラーションと位置づけられ、若狭でも「守護次第」にみえる応永一二年（一四〇五）の上下宮臨時流鏑馬の記事から、国内在地領主層の結番にもとづく流鏑馬が上下宮恒例縁日神事の中核として催されていたことを推測されている。また、建久七年（一一九六）最有力在庁官人稲葉時定の税所職没官以後、とりわけ安貞二年（一二二八）守護職が北条得宗領となって以後の若狭では守護（⇨税所）・地頭と、国衙・国御家人・上下宮の両勢力が疎遠、というより対立を含む政治状況であったことが指摘されている<sup>37)</sup>。このような状況下では、かつて清水三男氏が明らかにされた出雲杵築大社の流鏑馬神事のように「国司在庁官人と守護地頭の協力」による興行は困難であろうし、国衙に結集する国御家人が地頭に任じられていない若狭<sup>38)</sup>の流鏑馬役が、杵築大社のように地頭役であったとも考えられず、おそらくは国衙と上下宮の主体性において、在庁官人⇨国御家人によって催されていたとみてもよからう。

南北朝期になって、一色氏は上下宮流鏑馬役を八幡宮放生会役とセットで賦課するようになるが（第1表No.8・11）、No.8以前の永和三年（一二七七）にも太良庄に両神事役を賦課しようとしている。結局これは免除されたが、その際の経緯を要約的に示せば、次のようになる<sup>40)</sup>。

① 守護側からの「書下」（第1表No.8の如き守護代奉書力<sup>41)</sup>）に「任先規可勤仕」とあった。

② 六月一日、税所代海部信泰は太良庄公文（弁祐）に、「八幡宮（上下宮の誤りカ）流鏑馬役事、自守護方被御尋候之處、古日記等にも不見候間、先規於太良庄、彼役無勤仕之由返事

令申候」との返状を送った。

③ おそらく②のあと(日付は六月日)東寺は、太良庄は地頭職をも寄進された一円領であって、かかる役を勤仕した先例はなく、そのことは「国神事奉行人」も存知しているところであることをあげて、免除方を(一色氏にカ)訴えた。

④ 八月三日、「にしつ<sup>(4)</sup>の奉行」(西津は守護所)某は「太良保公文」に対して、流鏑馬役の件を海部信泰に尋ねたところ、「先々不入差付由申」したので、その旨了解した、と申し送った。

⑤ 翌年二月二四日、公文弁祐と代官有円は、海部への礼錢一貫二五〇文などを着服していない旨、東寺に起請文を捧げた。

以上の中で、とりあえず確認すべきは、流鏑馬神事の主催者は守護一色氏であること、にもかかわらず、西津の守護所には「古日記」、すなわち神事役徴集の記録で流鏑馬神事興行のための基礎台帳ともなると思われる文書がなく、それは税所であったこと、の二点である。鎌倉期以来、税所職は守護<sup>II</sup>得宗の兼帯するところとなっていたから、税所に流鏑馬関係文書があったとすれば、以前の流鏑馬が守護の主催によるものであったことをうかがわせ、もしそうであれば、前述の若狭の政治状況をも勘案して、流鏑馬の性格も再検討しなければならなくなるが、いまこの点について確認する方法はない。しかし、その問題の如何にかかわらず、当時の税所は、かつてのように守護と一体の関係にあったのではなく、一色氏の守護就任以前から税所今富名は山名氏の領有するところとなっていた。したがって、そういった状況下で一色氏が敢えて流鏑馬興行を行おうとしたのは、興行のいわばマニユアルを手元に持たない一色氏が神事の主権を自己のもとに確立しようとする意図があったのではなからうか。一色氏は流鏑馬役を地頭役としていたらしいことは、東寺の反論(地頭職兼帯を主張)や第1表No.8の宛所からもうかがえる。応安の国一揆の鎮圧によって、執拗に守護権力に抵抗してきた鎌倉期以来の土着領主を屈服した一色氏は、改めて地頭役としての流鏑馬役を国内に賦課し、神事を主催することによって、いわば、守護側からの、国人、および税所・国衙に対する軍事的デモンストレーションとすることを図ったのではあるまいか。

その軍事的デモンストレーションの実質的主催者は守護代小笠原長房であったことが、第1表No.8・11からうかがえる。No.8は奉書であるが、No.11の方は守護代でありながら書下によって神事役催促を行っているところに、この神事における長房の役割の大きさが如実に示されているといえる。永和元年(一三七五)から同三年にかけて、長房の子と思われる小笠原太郎が川狩・鷹狩を行っているが、これも単なる武芸の教練というよりも、応安の国一揆後間もないこの時期に守護の権威を背負う小笠原氏が、国内諸階層に向けて行った一種の示威行為とみることもできなくはない。応安の国一揆の前哨戦が始まっていた応安三年(一三七〇)に「守護殿(守護範光の子詮範カ)御河狩」が行われているのも、川狩のもつ意味を示唆するものであるといえよう。

以上検討したように、一色氏が、国内諸勢力に対する、いわば平時における軍事的デモンストレーションとして位置づけたと思われる上下宮流鏑馬神事に、小笠原長房は実質的主催者としてかわり、守護の分国における軍事的支配権の中核的担い手として活動していたと思われるが、かかる彼の活動は、当然在国を前提とするものである。しかし、おそらく小笠原氏に限らず、南北朝末期頃から守護代の在地離脱<sup>II</sup>在京傾向が強まっていく。この点について最後に警見を加えてお

きたい。

#### 4 在京傾向

一色範光は、康暦元年（一三七九）閏四月までに新たに三河守護職を得、子の詮範が明德二年（一三九一）五月までに尾張智多郡、応永元年（一三九四）一〇月までに尾張海東郡、詮範の子、満範が明德三年正月に丹後守護職をそれぞれ拝領した。この新しく加わった分国のうち、三河では康暦二年、守護範光の子、詮範が守護代、小笠原但馬権守長身が守護又代となり、少なくとも永徳三年（一三八三）一月までの在職が確認される。長身はおそらく長房の子、もしくは兄弟とあった、きわめて近い間柄の者であろうが、長房とは別人が守護又代に起用されていることの意味は、長房がまだ若狭に在国して分国経営に当たらなければならぬ歴史的阶段であったということである。ところが、明德二年になると、尾張智多郡において長房自身の守護代在職が認められる。一方、三河では、この頃にはかつて守護代であった一色詮範が父の死後家督を継いでいたから、守護又代の長身がそのまま昇格したか、もしくは長房が兼帯していたと思われる。

南北朝末・室町初期には、同一人による複数国の守護代兼帯がみられるようになるが、こうなると守護代は特定の国に在国することは困難となり、在京を余儀なくされることになろう。あるいは、守護代の在国が守護の分国支配にとって必ずしも不可欠の要件ではなくなってきたことが、守護代兼帯の状況をもたらしただけということができる。若狭では応安の国一揆の制圧によって一応の軍事的安定を得られたこと、小守護代以下行政機構・収奪体系が定着していったことが考えられるが、これらについては、その内実を改めて検討する必要がある。いずれにせよ、第1表No.12・13が、この時点での小笠原長房の在京をうかがわせるように、彼の晩年には、在京することが多かったものとみら

れる。ただし、応永元年（一三九四）頃、長房の一族とみられる小笠原備中守が在京守護代とおぼしき地位にあつたらしいことを別稿で推測しておいたが、もしこれが事実だとすれば、当時は長房の在京が少なくとも恒常的、体制的なものとはなっていないかたことなる。この点の確認は、一色氏の領国支配機構全体の究明の中でなされなければならぬが、遅くとも次の長春の代には在京が恒常化することは次章でみるところである。

ところで、前節で検討したように、長房は、本来守護権に属する闕所地・半済給与、反銭徴集などの手続き過程において少なからぬ関わりをもち、あるいは上下宮流鎭馬神事の実質的主権者として、一色氏の若狭支配を担ってきたが、かかる活動を国内における自己勢力の扶植に結び付けるには、在国することが有利であることは言を俟たない。したがって、長房の在京に在地離脱傾向は、彼のいわば在地性深化の道を狭めることになったと思われる。

## 二、小笠原長春

### 1 在職徴証

小笠原長房の死後、若狭守護代は子の長春が継いだ。「守護次第」は次のように記す（抄出）。

#### （一色詮範の項）

代官同人小笠原 又代官武田 応永四年九月十七日浄鎮死去之後、子息藏人大夫長春出家、号三河入道明鎮、

#### （一色満範の項）

代官同人、又代官同人、雖然三河入道明鎮、同子息三郎共に同（応永）十三年十月一日に京都一色道範□屋形に於て召禁せられ、丹後国石河と云所に被籠者畢、依之舍弟安芸守、同一族等并若克



No	文書日付	文書名	宛人	内 容	備 考 (婿属書・禁止・署名等)	出 典
1	応永6. 6. 26	守護代小笠原長春書状案	藤田修理亮入道	名田庄上村反叛の催促停止	【止】恐々謹言	菩提家 6
2	" 7. 8. 22	守護一色信符題	小笠原成入大夫	互西郷半分地頭職の渡付	【止】任去六月廿五日……之旨……之状如件	天龍寺 22
3	" 11. 14	小笠原長春書状	蓮沼左近将監	本頼國術職安堵の旨を報じ知悉を奏す	【止】恐々謹言	本郷 69
4	( " 8 ) 12. 7	守護代小笠原明棟書状案	蓮沼若狭入道	太良庄の夫役催促停止	【止】守護書請免状案 応永八十二七	真百八 98
5	応永10. 5. 20	幕府奉行入道書書状案	小笠原三川入道	太良庄の外宮役夫工米因催促一時停止	【止】恐々謹言	" 斗 61
6	" 5. 27	守護代小笠原明棟書状案	阿曾沼大藏左衛門入道	" (来月10日まで催促停止)	【止】恐々謹言	"
7	( " ) 6. 17	"	蓮沼若狭入道	" (今月末まで催促停止)	【止】恐々謹言	" 226-2
8	( " ) 6. 29	幕府奉行入道書書状案	小笠原三川入道	" 京済につき因催促停止	【止】之由候也、恐々謹言	" 226-4
9	( " ) 6. 30	守護代小笠原明棟書状案	阿曾沼大藏入道	"	【止】恐々謹言	" 226-5
10	応永10. 12. 25	守護一色信符題	蓮沼若狭入道	名田庄上村における南宗緒の拜坊停止	【止】任今月廿三日御教書之旨……之状如件	土御門 1

注 (1) No4・6・7・9の発給人は正しくは「明棟」もしくは「明棟」(おそらく前者)だと思われる(本文参照)。  
 (2) 出典の欄のNo1～3・10は「福井県史」資料編2の文書番号。  
 (3) その他はすべて第1表と同じ。

以下数十人、三河国に於て同十五年十二月廿六日討死畢、同十六年三月に明鎮父子石河城にて被切腹畢、此併小浜八幡宮上の山にて鹿をからせられし御崇とぞ、大方風聞ありし事なり、

また、「今富次第」には

応永四年九月十七日小笠原浄鎮死去之後、子息藏人大夫長春後に  
 応永八年卯月に出家、号三河入道明棟、

とみえる。第2表は小笠原長春関係文書を整理したものである。これによれば、「守護次第」「今富次第」のいう在職期間、官途、出家の時期のいずれにおいても矛盾するところがない。ただ、法名について「守護次第」の明鎮、「今富次第」の明棟、第2表の明棟と、一致しない。この中で先の長房のケースから推して、すべて東寺百合文書の案文で占められる第2表の明棟がまず疑われるべきであろう。明鎮と明

棟とでは、前者は長房の浄鎮に通じるのに対して、後者は字体の上で第2表の明棟に通じるものの、他の明証がない以上、いづれとも判じ難いが、法名の通字の風を重視して一応明鎮と推測しておく。

2 在京原則の確立

前章4節で指摘したごとく、父長房の晩年には在国よりも在京することが多くなってきたと思われるが、この長春期には一層その傾向が定着した。第3表は太良庄年貢算用状などにみえる守護代・小守護代の上洛・下向記事を、室町期の三方氏時代まで含めてまとめたものであるが、これによると、小守護代の上洛に対して、守護代の下向という鮮やかな対照をなす。これは小守護代が在国を旨とするのに対して、守護代は原則として在京していたことを明示している。第2表のNo8・9の日付の差が一日しかないのも、この時点での長春の在京を裏づけ

第 3 表

一色氏治政下における若狭守護代・小守護代の上洛、下向（主として太良庄年貢算用状による）

年 代	守 護 代	小 守 護 代	備 考	出 典
永徳元(1381)	小笠原長房	武田 右衛門亮殿出京		東百ハ 87
明德元(1390)		武田 重信 武田殿京上(5月)		"ハ 95
応永4(1397)	守護代下向	武田 武田殿京上	養溝・西御所若狭遊覧 " (5月)	"オ 103
"5(1398)	守護代殿下向	田 武田殿京上		『教』 787
"9(1402)	小笠原長春	三州下向(5.24)	武田殿上洛(2.20, 12.13)	" 847
"10(1403)		長 武田殿京上(3.6, 10.2)	東百ハ 102	
"11(1404)	三州下向(4.19)	盛 武田殿上洛(2.20, 10.2)	足利義満若狭遊覧	"フ 78・『教』 871
"16.12.6	三方殿下向(3月)	小守護代上洛、下向(度々)	守護代南所移転(11月)	『教』 929
"16(1409)	守護代三方殿下向(8.12)、在国			東百シ 72・オ 117
"17(1410)	三 三方殿屋形見、寺勧進検案	長	一宮遣宮(4月)	"オ 118
"18(1411)	三方殿下向	法		『教』 996
"21(1414)	三方下向、上洛	寺 長法寺上(京都宝幢寺供養時)	一宮遷宮式(9月)	東百ハ 129・リ 99
"26(1419)	方 三方下向、上洛			東百ハ 110・フ 88
"27(1420)	守護代若狭方下向	納		"ツ 90・『東』に130
"29(1422)	守護代三方山城入道下向了			百保国守護職次第
"30(1423)	籠 三方下向	山 小守護代……松山と申仁下て候	為御山門額云々	東百ハ 145・146
"31(1424)	守護代若狭方上洛			"ハ 149・150
"32(1425)	忠 (三方在国)	山		"ハ 151・リ 113
永享元(1429)	三方下向			"ハ165・オ147・シ200
"6(1434)	三方下向(8.19出京)、在国			"ハ 174・看聞日記

注(1)年代の欄の「」は年貢算用状の日付で、何年度のものが不明。

(2)備考の欄の事項のうち、応永9年の「石狭国税所今富名額上代々次第」、同16年の「若狭国守護職次第」、同26年の「同年1月8日若狭彦姫神社様札路亨(『小浜市史』社寺文書編、若狭彦神社文書14-1)に拠り、他は当該年次の出典の欄の史料に拠る。

(3)出典の欄の東百は東寺百合文書、『教』は『教王護国寺文書』、『東』は『東寺文書』(大日本古文書「家わけ」)の略。

る。さらには、長房の晩年からみられることであるが(第1表 No.13・14)、第2表をみると、守護代から守護使、もしくは在国奉行ともいふべき逢沢・藤田・阿曾沼らに宛てた文書が比較的多い。これはかかる職がこの頃初めて置かれるようになったからではなく、また、史料伝来の偶然性にもとづくものでもなく、おそらく、守護代が任国を離れた結果を示すものと思われる。

### 3 長春の失脚とその背景

「守護次第」は小笠原長春父子が応永一三年(一四〇六)一〇月一日、突然京都一色邸において拘禁され、丹後石河城に幽閉されて、ついに三年後切腹したことを伝えている。この長春の失脚については、他に関連史料がなく、その事情はまったく不明といわなければならないが、敢えて以下この背景を推察しておきたい。

長春はこれより先、父長房が明德二年(一三九一)一二月より任じられていた今富名代官職を、応永六年(一三九九)六月二五日改替されている。「今富次第」は「里方名散田并寺社人給まで逃散之間、被改替了」としている。今富名では応永二八年にも又代官の長法寺納(入道道圭)が改替されているが、この時は「小浜問丸共依訴訟」ってであった(「今富次第」)。これに対して長春の場合は、小浜問丸ではなく、「里方」の寺社・給人という、より広範な勢力の抵抗にあつて改替に至ったと思われる。「守護次第」の伝える八幡宮裏山の鹿狩の崇という風聞も、京都から「下向」してきて、おそらく一種の示威行為として鹿狩をする守護代に対する、国衙・国人以下在地の者たちの反感が込められているように思われる。長春失脚の背景には、

この若狭における長春忌避の気運が少なからずあったのではなからうか。

長春父子失脚のあと、一族、若党が三河で蜂起し討たれたというのは、この頃の小笠原氏の本拠が三河にあったことを示唆するが、長房の入部以来、前章でみたように長く在国して経営の主導的立場にあった若狭であったにもかかわらず、結果的には小笠原氏を支える基盤が形成されなかったということでもあろう。長春の今富名代官改替、守護代改替のいずれの時も、又代官武田氏が同時に改替されているから、在地と小笠原氏を結ぶ結節点たる武田氏とは緊密な関係にあったことが想定されるが、小笠原氏の若狭における拠るべき勢力が武田氏以下まで広がりをもたない、狭隘なものであったことがうかがえる。それは同時に、若狭における長房の活動の自律的部分が十分でなく、限界があったことを意味する。

いま一つ長春失脚の背景として想定し得るものとして、一色氏直臣団における小笠原氏の地位の相対的低下とそれに伴う権力闘争の可能性が考えられる。範光期の一色氏はそれまでの長い九州在陣もあずかって直臣団は貧弱なものであったと思われ、そうした中で小笠原氏は、長房の晩年において一色氏分国の守護代を独占する程の権勢を誇っていた。しかし、三河、尾張智多郡・海東郡、丹後と分国が増加するのに伴って、当然のことながら一色氏直臣団は膨張していった。明徳三年（二三九二）八月二十八日の相国寺供養の際、後陣二番の供奉をつとめた一色満範・範貞兄弟の随兵は次のようであった。

（一色石馬頭源満範の随兵）

小笠原三河三郎満房（介副）

淵辺長門守兼季（笠役）

小笠原左近将監光長

尾藤三郎左衛門尉種光

南北朝室町初期の若狭守護代小笠原氏について

氏家近江守範守

佐野中務丞秀勝（敷皮役）

（一色兵部少輔源満貞の随兵）

小笠原修理亮幸長（介副）

石川八郎左衛門尉長貞

延永修理亮光信（笠役）

岩田次郎左衛門尉範久

氏家三郎詮守

河崎肥前守光信

小笠原氏が最多の三人みえるのは当然として、二人を出している氏家は三河の在庁官人と思われるし、石川氏はわずか八か月前に一色氏分国となった丹後の国人である。このように、右の一二人の中には比較的近い過去に一色氏の被官となった新参の直臣が少なからず含まれていると思われる。そして、応永六年（一三九九）小笠原長春が今富名代官職を改替された時、その後任に石川長貞が就いているように、新参直臣は守護一色氏との関係において小笠原氏と比肩し得る地位を短期間のうちに得てきたといえる。さらに憶測を重ねれば、石川氏ら丹後出身の直臣は、明徳三年の当初から父詮範とは別に丹後守護となっていた一色満範との関係が特に緊密であったと思われ、それは権力闘争を生む素地ともなり得たであろう。小笠原長春の失脚が一色詮範の死、満範の襲封後四か月のことであったことも勘案して、その背景をとりあえず次のように推定しておきたい。すなわち、急速な直臣の増加とそれに伴う一色家中におけるヒエラルヒーの動揺の中で、絶対的権勢を誇った小笠原氏の地位が相対的に低下していった時、一色氏当主の交替を契機にもたらされたのではなからうか。以上は単なる憶測にすぎないが、いずれにしても、長春の失脚は守護一色氏の専権を物語るといっても、一色氏の権力基盤はまだ磐石のものとなっていなかったことを示しているといえるべきであろう。

## むすび

史料の少なさのみでなく分析力の不足から強引な推論を重ねたが、これまで検討してきたことを要約し、残された課題を確認しておきたい。一色氏は動乱開始以来、他の足利一門守護のように畿内近国に守護職を与えられることなく、一貫して困難な九州経営を担われ、結局二〇年間もの九州在陣も報われないまま、上落後も不遇な状態に置かれたものと思われる。そうした事情から一色氏直臣団は貧弱なものであったと推察されるが、それは逆に、譜代以外の新参直臣が台頭する余地ともなり得た。貞治五年（一三六六）一色範光が若狭守護職を得た時、その守護代に起用した小笠原長房の出自に関する確証は今のところないが、観応元年（一三五〇）まで將軍近習として所見があり、観応の擾乱以後その地位を失ったと思われる小笠原藏人と官途が一致し、同一人である可能性がある。もしそうであれば、彼は被官化して一〇年足らずの間に一色氏の筆頭被官に上ったことになり、それは同時に、この時期の一色氏の権力基盤の底の浅さを露呈したものと見える。

若狭守護代としての小笠原氏は、原則として在国し、關所地・半済の給付といった、本来守護権に属する行為を、ある程度の主体性をもって行っており、南北朝期の守護による莊園侵略と称されるものの内実は、守護代によるものといっても過言ではない。また、一色氏は当時山名氏の支配下にあった税所が興行のマニユアルを握っていた若狭上下宮流鎬馬神事を自らの主導のもとに催し、これを応安の国一揆圧服後の国内支配強化を目指した軍事的デモンストレーションにしようとしたと考えられるが、この神事を実質的に主催したのは長房であったと思われる。かくして、一色氏の若狭支配を名実ともに支えていたのが守護代小笠原長房であり、そこに彼自身の権力基盤を若狭に築いて

いく可能性もあったのであるが、結果的にはそれは結実しなかったことが、応永一三年（一四〇六）の長春の失脚によって露呈された。その要因には、小笠原氏が若狭よりも三河を本拠としたこと、長房の晩年から強まり長春の代に確定した在京、すなわち在地との懸隔状況なども考えられようが、総じていえば、結局南北朝期の守護代にとって、まだ守護を源泉とする権威の秩序の中に身を置く部分が自律的部分を圧倒し、後者は胚胎の状態に留まっていたというべきであろうか。しかし、小笠原氏のと守護代となる三方氏の代には在京を基本としながらも、自律的部分を着実に拡大していく。この点は別に検討したい。ところで、守護代の在京傾向は、単に複数国の守護代職兼帯といった、皮相的な事情からのみ説明されるべきでなく、分国支配の展開のあり方、京都における守護の政治活動とそこにおける守護代の関わり、さらには、守護代も含めた室町期國人領主にとって在京することのつ意義<sup>(6)</sup>などを有機的に結びつけた総合的考察が必要であろう。そのためにも、若狭以外の一色氏分国も含め、かつ、守護代以外の支配機構の復原作業をも含めた、一色氏の分国支配、権力構造の全体的解明も今後に残された課題である。

## 注

(1) 拙稿「南北朝期の守護権力構造―斯波氏の被官構成―」（『若狭郷土研究』二三卷二、四）

(2) 拙稿「畿内近国における大名領国制の形成―越前守護代甲斐氏の動向を中心に―」（『史学研究五十周年記念論叢』日本編、福武書店、一九八〇年）

(3) 前注拙稿は、室町期の畿内近国における政治史の特徴の一つといえる守護代の著しい成長を、甲斐氏の事例を通じて、具体的に跡づけよう

としたもので、斯波氏がその家格とは逆に衰退の一途をたどった中で、甲斐氏は將軍権力との緊密な関係を背景として、斯波氏分国においても独自の権力編成を指向したが、それは、荘園制を媒介としていたことも合わせ、幕府体制の枠を一步も出るものでなく、一五世紀前半の畿内近国における荘園制、およびそれを保障したところの室町幕府権力の重みの所産と理解した。

(4) 今谷氏が、前掲書序章でいくつか例示されている(一〇頁)。

(5) 南北朝期以降の若狭における守護支配を論じた主要な論著としては、

① 奥富敬之「若狭国守護領国制成立過程の一考察」、『民衆史研究』二二、

② 網野善彦「中世荘園の様相」(塙書房、一九六六年)二〇〇頁以降、

③ 小川信「足利一門守護発展史の研究」(吉川弘文館、一九八〇年)一

五二〜一五九頁、④ 松浦義則「南北朝期の若狭太良荘と守護支配」(『福井県史研究』四)などがある。

①は南北朝期の若狭政治史を概観し、一色氏の小浜問丸との結託による貿易利潤が国人一揆に勝利した原因の一つとされる。②④は共に、主として太良荘を素材としながらも、守護と在地領主の「疎遠」な関係が応安の国一揆まで維持されていることなどを、遠大な見通しと鋭い分析によって論じ、また④によれば、一色氏の支配は、石橋・斯波氏の時のように荘官までも動員する軍事支配にとらず、伝統的な主従制的軍事編成の方針をとったとされる。

③は細川清氏の若狭支配を詳述し、被官の性格の検討から清氏の軍勢の「混成部隊の性格」を指摘され、その欠陥補強のため、守護領の国人への給付、半済実施を行ったとされる。以上いずれも示唆に富むものばかりであるが、小稿は守護代小笠原氏の動向に対象を限定したこともあって、右の成果を必ずしも十分生かすことができなかった。今後の課題としたい。

(6) 三方範忠までは「若狭国守護職次第」に名がみえ、同忠治は、永享九

南北朝室町初期の若狭守護代小笠原氏について

年一〇月二三日三方忠治遵行状(『壬生家文書』三三六号)に在職の明証がある。

(7) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』上(東京大学出版会、一九六七年)二二一〜二二三頁

(8) 網野善彦・松浦氏前掲論著。なお、鎌倉期の若狭の政治状況については田中稔「鎌倉幕府御家人制度の一考察」(石母田正・佐藤進一編『中世の法と国家』東京大学出版会、一九六〇年)、網野善彦「中世における婚姻関係の一考察」『若狭二宮社務系図』を中心に、「地方史研究」一〇七、河音能平「若狭国鎮守二宮縁起の成立」(『八代学院大学习要』一、のち、同氏『中世封建制成立史論』東京大学出版会、一九七一年、所収)参照。

(9) 注2拙稿はこうした問題意識に立った習作であるが、畿内近国の守護代に関する専論は意外に少なく、仁木謙一「室町幕府侍所所司代多賀高忠―大乱期近江守護代の動向と所司代の性格―」(『国学院大学紀要』一二、のち、同氏『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年、所収)、水野恭一郎「赤松被官浦上氏についての一考察」(『史林』五四卷四、のち、同氏『武家時代の政治と文化』創元社、一九七五年、所収)、上村喜久子「初期の織田氏と国人」(『新編一宮市史』本文編上、第六章第五節)などが管見にふれている。他に、尾張在国守護代織田常竹による国人掌握に言及されている、斎藤純雄「尾張における守護領国制の形成と国衙領」(『国史談話会雑誌』一三)や、戦国期の細川政権下の国人支配体制を「守護代・国人体制」として、守護代(内衆)・国人が政元政権とは独自の行動をとるようになることを指摘された、森田恭一「戦国期畿内における守護代・国人層の動向―管領細川氏の領国を中心として―」(『ヒストリア』九〇、のち、村田修三編『近畿大名の研究』吉川弘文館、一九八六年、所収)なども学ぶところが大

きい。

- (10) 佐藤氏前掲書、二一八～二一九頁
- (11) 一色範光の守護職補任は、斯波高経の失脚した貞治五年八月すぐではなく、しばらく「守護未補」の状態が続き、同年一〇月までに補任された(佐藤氏前掲書、二二〇頁)。補任時期をいまい少し考えれば、太良庄では同年九月二六日下地の打渡が幕府奉行人によって行われている(東寺百合文書オ四五―以下東百オ四五の如く略記―数字は京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』の文書番号)、木崎弾正忠の押領を訴えた同年九月日東寺雑掌頼憲申状(東百エ八一)にも「今度同守護未補之隙」とあるから、「吉田日次記」同年一〇月一六日条(『大日本史料』第六編之二十七―以下『史料』六一二七の如く略記―四一三頁)に「若狭国守護一色修理大夫治定之由」とある通り、一〇月になって補任されたとみてよい。
- (12) 九州における一色氏の動向については、川添昭二「『鎮西管領』考」『日本歴史』二〇五・二〇六、一色氏全体については、上村喜久子氏の要を得た概説がある(『室町幕府守護職家事典』上巻、新人物往来社一九八八年)。
- (13) 『史料』六一二〇、八九四～八九六頁、正聞史料、忌宮神社文書
- (14) 『宝篋院殿將軍宣下記』(『群書類従』二二)
- (15) 『太平記』巻三四
- (16) 一色氏の諸種系図が範氏・直氏父子の没年を伝えないのは、この父子の晩年の状況を暗示するものといえよう。九州経営の失敗の責任が問われたのかも知れない。
- (17) 範光が文和二年当時、肥前守護に在職しているかの如き微証もあるが(『史料』六一一八、三七八頁、円通寺文書)、佐藤氏によれば兄直氏の代官たる地位を示すものである(『室町幕府守護制度の研究』下、東京

大学出版会、一九八八年、二六三頁)。

- (18) 『群書類従』四
- (19) 同右
- (20) No.12の前に、同年二月二日付で同内容の神宮方頭人加判奉書が守護宛に出されているので(東百オ九四)、No.12・13は幕府↓守護↓守護代↓守護使という遵行系統上に位置づけられる。
- (21) 『小浜市史』金石文編、四六頁。同書解説によれば、この鐘は明治維新前後に大砲鑄造に供されて現存しないが、「諸国寺社鐘銘金石録」に銘文が収録されている。なお、「若狭郡原志」の八幡宮の項にも「同(応永)四年六月小笠原三河守長房入道懸鳥鐘於社頭」とある(『小浜市史』第一巻、史料編、四六一頁)。
- (22) 第1表No.13は、文書とはいえ案文であり、しかも東寺百合文書中の案文の中には、他にも正文(もしくは案文)の署名部分を正確に判読しないまま作成されたとおぼしきものがまみられる。たとえば、文安二年頃から享徳三年頃にかけて若狭守護武田信賢の奉行をつとめた粟屋右京亮(のち越中守)の実名を記す一点の案文(一部のみ示せば東百ハ二六七・二七六・四〇九など)をみると、書体は一定せず、中には読めないまま摸写したと思われるものさえある。したがって、この法名の問題は、「守護次第」『今富次第』の正確さを改めて裏づけるものである。なお、両書の成立事情、信憑性の高さについては『群書類題』五、三二〇～三三三頁(田沼睦氏執筆)参照。
- (23) 拙稿「將軍近習小笠原藏人と若狭守護代小笠原長房」(『若越郷土研究』三四卷一)
- (24) 康永四年の天龍寺供養の時の供奉の他、同三年の足利直義の新熊野社参詣に際して、直義の輿の左脇で松明を捧げ持つ役をつとめている(『師守記』同年五月一七日条)。

(25) 「御的日記」(『統群書類従』二二三下)の建武四・康永四・貞和二・同六の各年次に「小笠原源藏人」(建武四・康永四の両年は実名を長頭とする)の名がみえる。なお、『師守記』康永三年五月一七日条(前注)では「小笠原新藏人」に「今度補」の注記があり、これが事実とすれば、建武四年と康永四年の小笠原源藏人を共に長頭とする「御的日記」は誤りで、康永四年以降の小笠原藏人を長房とみなす余地も生まれてくる。

(26) 観応三年正月日佐藤元清軍忠状案(『史料』六一一五、九四〇九五頁、佐藤文書)に、前年(『史料』六一一五、五六七頁、「鶴岡社務記録」によれば一月五日)の遠江佐与中山における直義党上杉憲顕との合戦の証人として「小笠原藏人令見知了」とみえる。なお、この軍忠状案の証人には「兵庫守」の注記があり、『大日本史料』は「小笠原政長カ」とする。この比定には疑問も残るが(当時の政長の官途は遠江守、大局的には、この頃、足利尊氏から「早相催一族并分国軍勢」して直義党討伐に当るよう命じられていた信濃小笠原氏(小笠原本宗家)の惣領、政長の軍事指揮下の行動とみて大過ない(『史料』六一一五、一八八・四七五頁、観応二年八月一〇日、および同年一〇月五日小笠原遠江守宛足利尊氏御判御教書、勝山小笠原文書)。

(27) 小笠原藏人と同じく「御的日記」に貞和六年(観応元)までみえる小笠原又六は、前注佐藤元清軍忠状にやはり証人(ただし小笠原藏人と別の場合)としてみえるから、藏人と同様の道を歩んだ者と思われるが、貞和二年から「御的日記」に登場する小笠原備前守は、又六本人、もしくはその子と推測される。すなわち、『尊卑分脈』や「小笠原三家系図」(『統群書類従』五下)の「京都小笠原系図」によると、のち奉公衆となる京都小笠原氏に属する氏長(小笠原本宗家の惣領、政長の従兄の子)の通称・官途は又六・備前守と伝え、氏長以降の歴代も

一貫して又六を称している。したがって、この家はいったん近習の地位を失ったものの、観応の擾乱後しばらくして旧に復し、のち奉公衆となっていくたものと思われる(「永享以来御番帳」「文安年中御番帳」ともに三番に小笠原備前入道がみえる)。藏人は又六(氏長カ)のように近習に復帰することはなかったにせよ、たとえば小笠原本宗家の本國信濃などに移るようなことはせず、又六らと同じく京都を離れなかったのではあるまいか。

(28) 唯一「御的日記」の「小笠原源藏人長頭」の表記が不都合であるが、これは注25のように考えれば、反証とはならない。

(29) No.2の方に「昨日態以飛脚下状候了」とあり、これがNo.1を指すものと思われるから、宛人小笠原長房は在国していることになる。

(30) 以下、『師守記』貞治六年四月二〇日・五月六日・七月二五日・七月二六日の各条による。

(31) おそらく、後述の太良庄預所・地頭代と同様、公文が前年失脚した前守護斯波高経に与していたことを理由とするものであろう。

(32) 以下、『教王護国寺文書』四七一号以下『教』四七一の如く略記「東百八六六・六九、ミ四四(五)、な二二二(一)(二)、し三八、」などによる。なお、網野氏前掲書二六五〜二六七頁、松浦氏前掲論文一七〇一八頁参照。

(33) 禅舜は「東寺常住」たる自分はもとより、地下代官教実も山伏で、ともに軍役などつとめていないと主張している(東百八六六)。

(34) 笠松宏至「中世關所地給与に関する一考察」(前掲『中世の法と国家』)  
(35) 市河氏の名は鎌倉期の国御家人にも(田中氏前掲論文)、応安の国一揆史料(「守護次第」)にもみえないから、南北朝期以降入部した武士と思われるが、もし、信濃市河氏の一員だとすれば、長房が一時軍事指揮下に入った信濃小笠原氏を介して、若狭入部以前から長房との関係

が成立していた可能性もある。

(36) 河音氏前掲論文

(37) 田中氏・河音氏前掲論文、網野氏注8論文

(38) 清水三男「国衙領と武士」(『清水三男著作集』第一巻、上代の土地関係、校倉書房、一九七五年)

(39) 田中氏前掲論文

(40) 以下、東百ツ六九・七〇、ハ八一、『福井県史』資料編2大谷雅彦氏所蔵文書二号、の四点の文書による。

(41) 奉書形式の文書を東寺が「書下」と呼ぶ例は、第1表No.13や『大日本古文書 家わけ 東寺文書』は二五八号以下『東』は一五八の如く略記(幕府奉行人奉書の端裏に「書下案」とする)など、少なくともい。

(42) 「今富次第」によれば、海部信泰は応安二年二月二十七日、父の死をうけて税所代となり、嘉慶二年二月三日死ぬまで在職した。

(43) 「今富次第」によれば、貞治三年三月二十六日、山名時氏が今富名領主となり(当時の若狭守護は斯波高経)、時氏の死後もその妻(公家御前)が継承して、明徳の乱で没収され一色詮範に宛行われるまで領有した。

(44) 松浦氏は、一色氏は太良庄において流鏑馬役を含む地頭職に固有の守護役は地頭方に限って課して、しかも「老騎役」などの参陣要求をしていないことに注意されている(前掲論文)。太良庄地頭方の流鏑馬役もあくまで米銭による負担であろう。

(45) 第1表No.11の文書名を『東寺百合文書目録』は「(若狭国守護)沙弥某書下案」とするが、当時の守護一色詮範の出家は応永二年六月二日であるから(『史料』七一、五九頁、「柳原家記録」)、発給人は詮範ではない。一方守護代小笠原長房は前年には確実に出家している(第1表No.10)、No.8の長房による八幡宮放生会・上下宮流鏑馬役催促

がNo.11と同じ六月一日付でみられるから、No.11の発給人は長房とみてよい。

(46) 永和二年二月日太良庄地頭方年貢算用状(『教』五四七)の永和元年分に「小笠原太郎殿川狩ノ時酒手」、同一年分に「小笠原太郎殿川狩時酒手」とあり、同四年四月日(永和三年分カ)太良庄年貢算用状(『教』五五四)にも「小笠原太郎殿鷹狩時」とみえる。小笠原長房・長春父子の通称はわからないので太郎の実名は確定できないが、一応長房の子としておく。

(47) 応安四年三月日太良庄地頭方年貢算用状(東百ハ七二)。なお、応安の国一揆当時、一色詮範が在国していたことは「守護次第」にみえる。

(48) 尾張智多郡・三河は佐藤氏前掲書、八五・九二〜九三頁、丹後は今谷氏前掲書三五七〜三五八頁、尾張海東郡は今谷明『室町幕府解体過程の研究』(岩波書店、一九八五年)二五二頁、注52参照。

(49) 「傾室漫稿」所引「三州大岩寺千観音像記」(『史料』七一八、三一頁)に「京兆尹源公(一色詮範)(中略)以康暦二年始拜本州刺史、乃遣但州太守長身小笠原馬守 乃京兆外家也以為副使」とある。また、永徳三年の三河国塚島極楽寺以下地頭職の遵行命令が幕府↓守護(範光)↓守護代(詮範)↓守護又代(小笠原但馬權守)と下達されている(佐藤氏前掲書、九二〜九三頁)。

(50) 明徳二年五月一三日小笠原三河入道宛一色詮範遵行状(『新編一宮市史』資料編六、醍醐寺文書三九一号)

(51) この時一色氏が在京していたとすれば、No.12・13が同日付であるところから小笠原長房の在京が確認できる。ただし、当時の一色氏の在京の明証は管見に入っていない。

(52) 注23拙稿。なお、明徳五年(応永元)「二十一口方評定引付」(『東』七一)七月二十八日条参照。



(53) 小守護代武田重信は、一色氏の守護補任以前から若狭で活動していた武田氏の系譜を引くものと思われる。すなわち、康安元年二月から翌年三月まで「武田殿」が当時の守護石橋和義から太良庄の給人とされ同庄に入部している（『東』は一四一）。したがって、鎌倉期以来ではないにせよ、南北朝初期から若狭で活動し、めまぐるしく交替する守護と関係結びながら若狭に根を下ろしていった国人とみられる。なお、奥富氏が前掲論文で、この武田氏をのちの若狭守護武田氏とされるのは誤認である。

(54) 在国して、蓬沢らの上位に位置するはずの小守護代が、守護の命令下達文書上にみえない理由については別に考える必要があるだろう。

(55) 「相国寺供養記」〔群書類従〕二四

(56) 応永一四年四月二十六日氏家近江入道宛一色道範（満範）書状案（『醍醐寺文書』一八一八号一）は、三寶院の三河国衙職知行を認めた前日付の足利義満御内書（同一八二九号）をうけて出されたものであるが、端裏書に「正文者在庁方被付下也」とあるところから、氏家近江入道は三河在庁の最高職にある者と推察される。また、氏家氏は応永三〇年、永享一二年に三河守護代としての徴証があるから（『康富記』応永三〇年八月二三日条、『師郷記』永享一二年五月二二日条）、小笠原氏失脚後の当初から守護代になっていた可能性もある。なお、新行紀一氏が、小笠原氏のととの三河守護代として石川氏を想定されているのは誤りである（『一五世紀三河の守護と国人』『年報中世史研究』四）。

(57) 石川氏は、丹後与謝郡石川庄を名字の地とする国人で、長春父子が幽閉された石河城主であろう。他に延永氏も、のち丹後守護代となるところから（今谷氏前掲書、三五七―三五八頁）、丹後国人の可能性が高い。

南北朝室町初期の若狭守護代小笠原氏について

(58) 二人の中で明らかに若狭国人とみられるのは、応安の国一揆で守護方に属した佐野・河崎兩人ぐらいである（『守護次第』）。

(59) 新行氏は、長春は満範の不興を蒙ったとされる（前掲論文）。

(60) 注2拙稿では、国人領主の在京を荘園諸職獲得の面から考えてみた。

（昭和六十三年九月三十日受理）

On the Ogasawaras, *Shugodai* in Wakasa Country, from the  
*Nanbokucho* to the Early *Muromachi* Period

Syoichi Kawamura

In 1366, Norimitsu Isshiki was appointed as *Shugo* (governor) in Wakasa Country. He employed Nagafusa Ogasawara as his *Shugodai* (administrator). Nagafusa had been an attendant of *Shogun* until he lost the position in 1351. Norimitsu returned to Kyoto from Kyushu around 1357, and several years later he adopted Nagafusa as one of his men. Just after Norimitsu took office as *Shugo*, Nagafusa went to Wakasa as *Shugodai*. Nagafusa reigned the country with so great powers that he even gave territorial rights to *Bushi* (the lords of the manor) living in the country before he got permission from Norimitsu in Kyoto. In his later years before he died in 1397, Nagafusa left Wakasa and lived in Kyoto. After his death his child Nagaharu succeeded him, but he lost the position in 1406. This was caused firstly by the decline of the Ogasawaras among the retainers of the Isshikis, and secondly by the rise of anti-Ogasawara movements in Wakasa Country.